い管理第１１６７号
令和５年９月 // 日

三重県土地家屋調査士会　様

いなべ市長　日沖　靖

境界確認業務における新型コロナウイルス
感染防止策についての情報提供について（回答）

平素は当市行政につきまして、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
令和５年８月３０日付け三調発第７８号で情報提供の依頼がありましたことについて、下記のとおり回答します。

記

【令和３年９月２日付け当市から三重県土地家屋調査士会への依頼事項】
１．境界確認申請書、境界確定書等の書類提出は、原則として郵送で行うこと。
２．事前相談及び資料提供等は、可能な限り電話及び電子メールで行い、来庁を避けること。
３．現地立会は、原則として個別に実施し、立会協議又は現地での調整が必要となる場合は、必要最小限の利害関係者のみで日程を調整して行うこと。

【依頼事項に対する回答】
１．本文書の回答日を以て従前の対応とします。
２．本文書の回答日を以て従前の対応とします。
３．当市が所管する官民境界ついては依頼事項の対応を継続し、今後は当該対応を通常の対応とします。（詳細事由については別紙参照）

以上

〒511-0498
いなべ市北勢町阿下喜31番地
いなべ市役所　建設部管理課
TEL：0594-86-7835
FAX：0594-86-7870

別紙

新型コロナウイルス渦における対応の継続について

当市では、従前の境界確認業務において、現地で利害関係者等が一堂に会し立会協議を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、原則として、土地家屋調査士が明示した境界案を個別で現地にて確認するという、個別確認の対応に変更しました。

この対応の変更は、それまで立会協議において生じていた担当職員の待機時間を削減し、当該業務の効率を格段に向上させるとともに、職員の負担軽減及び時間外労働の削減という大きな成果をもたらしています。

また、担当職員が他業務を兼任しているため、従前の対応では立会協議が数か月先になることから、申請者や土地家屋調査士から苦情も寄せられておりましたが、対応の変更後は、そのような苦情も皆無となりました。

このことから、当市では境界確認業務における立会協議の必要性について再検討し、今後は全ての境界確認申請において立会協議を実施するのではなく、原則として、現地の境界確認は土地家屋調査士の調査結果による境界案を個別に確認し、必要があると認められる場合は立会協議を実施しますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、会員様へのご周知のほど併せてよろしくお願い致します。